

大野市公告第1001号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

令和7年12月26日

大野市長 石山 志保

公売財産の表示	別紙のとおり
公売の方法	期間せり売りの方法
公売（入札）期間	令和8年2月2日（月）午後1時00分から 令和8年2月4日（水）午後11時00分まで
開札の日時	令和8年2月5日（木）午前10時00分
公売及び開札の場所	紀尾井町戦略研究所（KSI）が運営するインターネット公売システム上
売却決定の日時	令和8年2月5日（木）午後5時00分
売却決定の場所	大野市天神町1番1号 大野市行政経営部税務課
買受代金の納付期限	令和8年2月12日（木）午後2時30分まで
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条及び第108条並びに大野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号による者を除く。 また、大野市インターネット公売ガイドラインに同意しないものを除く。
配当を受ける権利の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定日の前日までにその内容を申し出てください。
公売保証金	別紙のとおり
見積価額	別紙のとおり

その他の事項	1 本公売は、インターネット公売システムで行う国税徴収法の規定に基づく公売です。 2 参加希望者は、インターネット公売システム上の公売物件詳細画面等を確認したうえで参加してください。 3 参加申込期間は令和8年1月8日午後1時00分から令和8年1月26日午後11時00分までです。 4 買受代金を納付後は、いかなる理由があっても返品・返金には応じられません。 5 買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。 6 公売財産の権利移転後に伴う費用（物件の保管、送付にかかる費用など）は買受人の負担となります。 7 公売財産は現有姿による引き渡しとなります。 8 公売を中止する場合がありますので、インターネット上で必ず確認してください。 9 下見会は開催しません。

公壳公告付表